平成２１年（フ）第１５５号
沖縄県宜野湾市志真志４丁目５番１―106号
丸屋マンション
債務者　佐合　真徳
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１７２号
沖縄県沖縄市胡屋７丁目６番20号
債務者　山田　達雄
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１８９号
沖縄県沖縄市胡屋４丁目25番３号
債務者　広瀬チカ子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１５７号
青森県つがる市木造菊川喜久野８番地１
債務者　野呂　金男
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午前11時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１７４号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾13番地20
債務者　川村　陽子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午前10時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１８９号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原344番地10
債務者　森　　英之
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１９７号
青森県つがる市木造筒木坂松本116番地　三橋方
債務者　伊藤　文章
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２０３号
青森県北津軽郡板柳町大字小幡字柳川64番地１
債務者　野宮美智子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午前11時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２０５号
青森県北津軽郡板柳町大字掛落林字宮本108番地
債務者　太田　誠司
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午前11時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１９６号
山口県光市上島田３丁目２番５号、前住所山口県光市虹ケ丘４丁目38番21号
債務者　出上　幸男
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１９７号
山口県光市上島田３丁目２番５号、前住所山口県光市虹ケ丘４丁目38番21号
債務者　出上　千鶴
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２００号
山口県下松市大字末武中40番地28
債務者　中村　健二
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２０２号
山口県周南市温田１丁目８番35号
債務者　佐伯　明子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第５４１号
静岡県牧之原市勝俣701番地１
債務者　今村　寿人
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５８５号
静岡市葵区田町２丁目78番地の１
債務者　杉山　直樹
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６３７号
静岡市駿河区豊田２丁目１番28号
債務者　小野　由喜
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部